

第6章 プランの着実な推進に向けて

1 市民と共に創る長寿社会

「京都市民長寿すこやかプラン」を着実に推進し、安心して暮らせる長寿社会を創っていくためには、市民・地域社会、サービス事業者・企業、行政がそれぞれの役割を発揮し、主体的に関わることが求められています。

本市では、「自助・共助・公助」の考え方に基づく福祉社会の構築に向けて、平成16年3月に「京（みやこ）・地域福祉推進プラン」を策定し、様々な取組を展開してきましたが、平成21年3月には「京（みやこ）・地域福祉推進指針」を策定し、これらを発展させた「自治・自立・協働」の考え方を基本として、誰もが暮らしやすい地域の実現を目指し、この指針との連携を通じて、協働をより確かなものとしていきます。

（１）市民・地域社会の役割

市民一人ひとりが、常に健康の保持・増進や介護予防に努めるとともに、生きがいを持って生活していくことが必要です。また、介護保険制度では、高齢者はサービスの利用契約の当事者として主体的に行動することが求められており、介護サービスやその他の高齢者保健福祉サービスの質を高めていくためにも積極的に意見を述べていく必要があります。

地域社会では、市民が積極的に地域活動に参加したり、近隣での支え合い活動の担い手として活動するなど、地域全体で高齢者を支えていくという視点がますます重要となります。

（２）サービス事業者・企業の役割

市民のニーズに合った介護サービスを提供するためには、介護サービスの担い手の確保・定着が不可欠であり、このことは、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律（平成20年法律第44号）」が制定され、介護従事者の処遇改善を図るため平成21年度に介護報酬が引き上げられるなど、国・市町村が連携して取り組む重要課題となっています。介護サービス事業者は、この法律及び介護報酬改定の趣旨を踏まえ、雇用管理の改善や、介護サービスが魅力的な仕事として社会的評価を得られるような取組など、安定的に人材を確保及び育成に努める必要があります。

(3) 行政の役割

① 情報提供の充実

高齢者が自らの意思に基づき、利用する介護サービスやその他の高齢者保健福祉サービスを選択し、その利用によってその人らしい自立した質の高い生活を送るためには、各種の情報が的確に伝わる必要があります。高齢者に必要な情報は多岐にわたっており、様々な機会を通じて総合的な情報提供を図るとともに、外国人やコミュニケーションに障害のある高齢者等、情報弱者といわれる市民にも配慮して取り組みます。

また、市民・地域社会の役割が充分発揮できるよう、介護保険制度をはじめとする各種制度の内容や本市の高齢者保健福祉に関する取組状況等について、本市職員が市民の身近な場所に直接出向く市政出前トーク等で説明し、高齢者一人ひとりがいきいと健やかに暮らせるまちづくりについて、共に考える学習機会を提供します。

② 総合的な相談体制の充実・強化

市民の多様なニーズに対応するため、総合的な相談体制をさらに充実・強化していく必要があります。本市では、市民に身近な行政機関である区役所・支所に高齢者総合相談窓口を設置していますが、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人福祉員やサービス事業者との連携を強化し、市民がいつでも気軽に相談できる体制を整備します。

また、市民が市役所等への問い合わせを、365日、市役所の閉庁日でも、電話、ファックス、電子メール等自分に合った方法で、一度で済ませることができる問い合わせ窓口「市政情報総合案内コールセンター」（愛称：京都いつでもコール）を有効に活用し、相談への対応や市民ニーズの把握に努めます。

③ 権利保障の推進

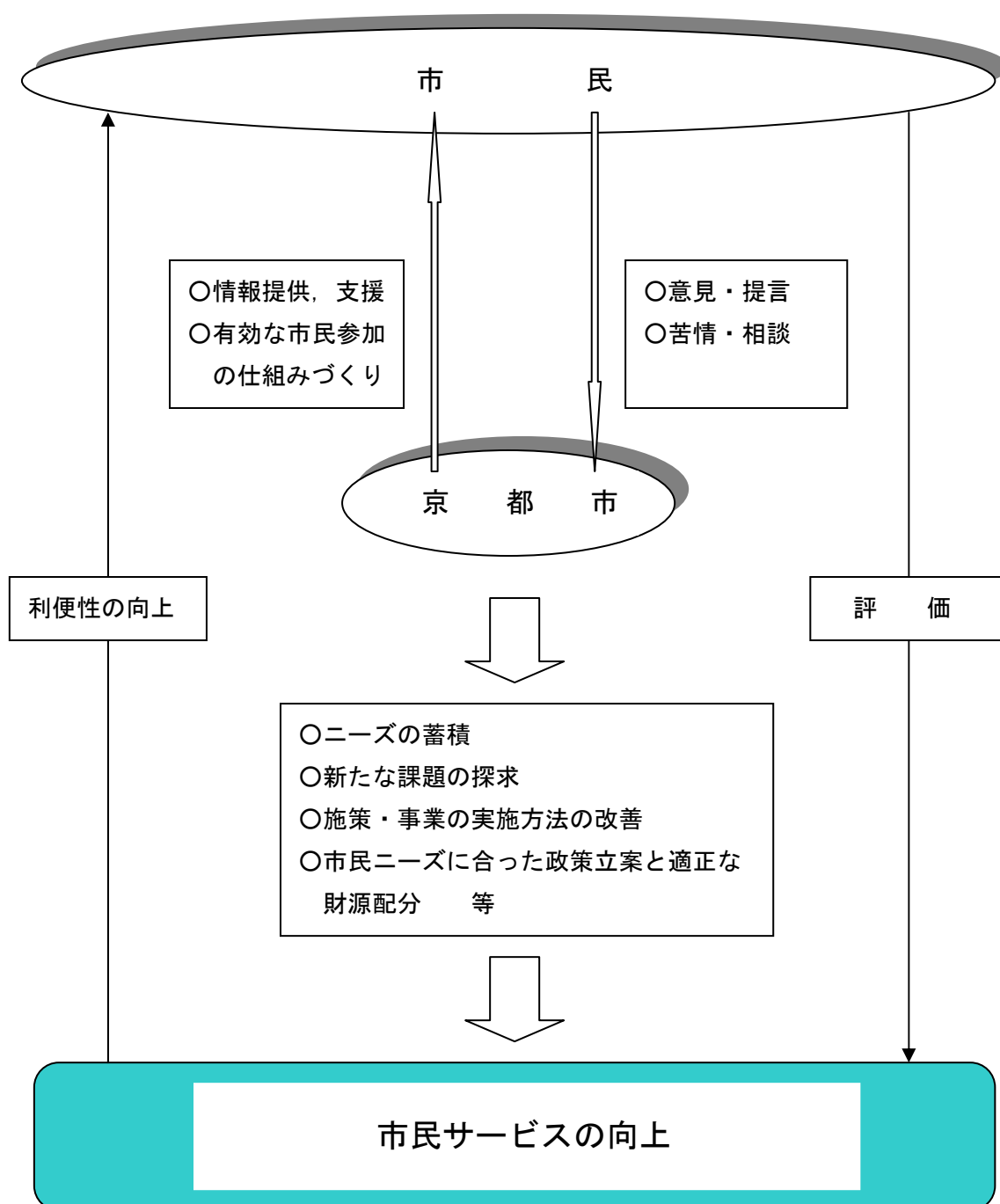
自己決定能力が低下していることにより、サービスの利用手続等が困難な認知症高齢者や障害のある高齢者には、地域福祉権利擁護事業による支援や成年後見制度の利用による対応のほか、行政を中心とした地域社会や関係者の積極的な関わりによって、その方の権利を保障していきます。

また、依然として家族介護の中心的な担い手となっている女性の問題や虐待を受けている高齢者の問題、情報が届きにくい外国籍高齢者の問題等に対し、問題解決を図る取組を進めます。

④ 市民参加の推進と新たな課題の探求

市民とともに豊かな長寿社会を創っていくため、市民と行政が課題意識や行動を共有し、共に汗する「共汗」という、市民と行政の新しい関係づくりを進め、市民や地域社会のニーズに応じた情報提供や支援に努めるとともに、市民から寄せられる意見・提言等を基に、市民サービスの向上に努めます。

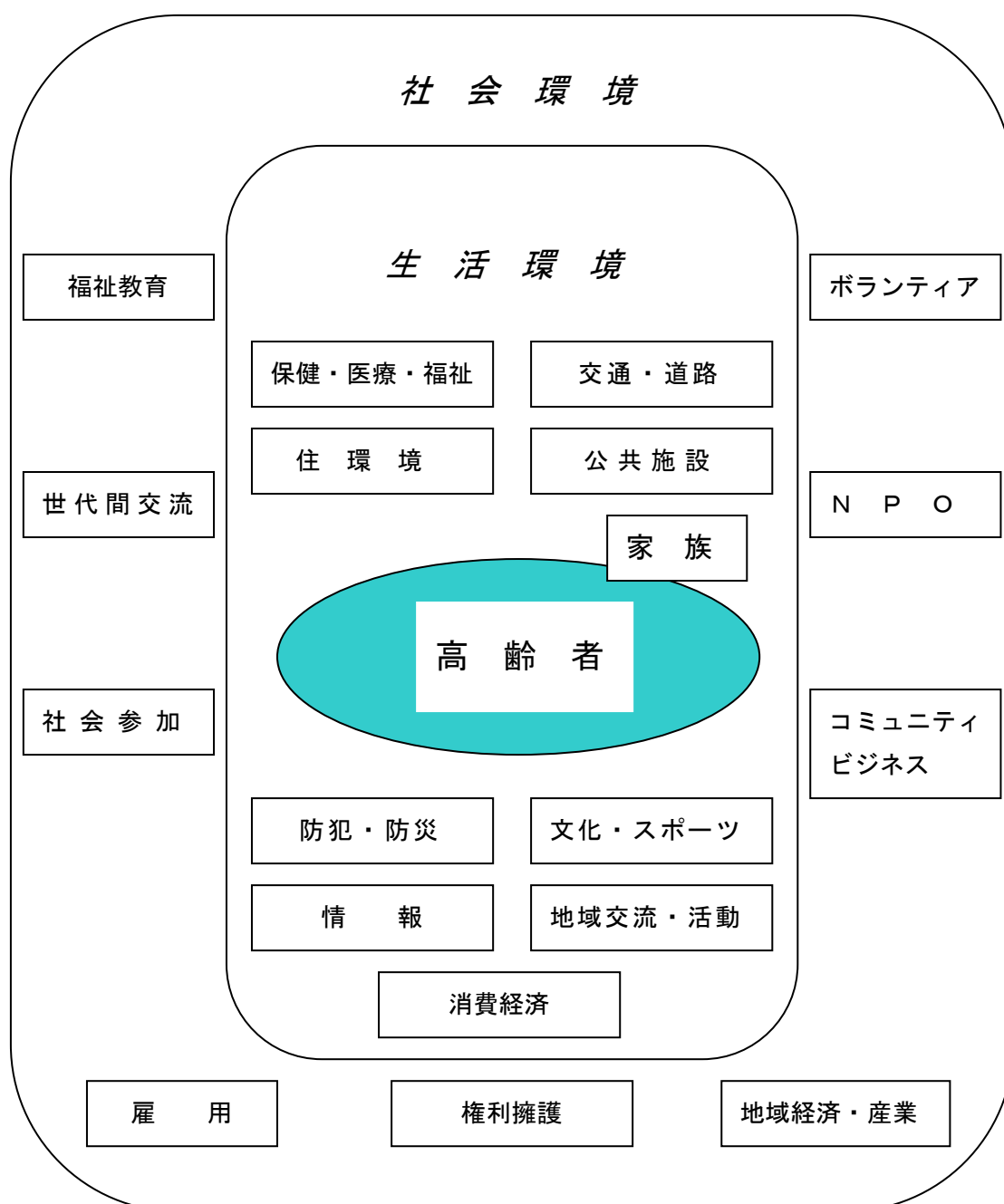
【市民参加による市民サービスの向上】



2 全庁的な取組による総合的な施策の推進

長寿社会対策は保健福祉分野だけではなく、あらゆる分野での対策が必要であるため、各分野の縦割りを打破し、市民の目線で政策を「融合」させ、より効果的で無駄のない総合的な施策を推進します。本市では、これまでから庁内組織である安らぎ先進都市推進会議を中心に連携を図ってきました。今後も全庁を挙げて総合的な施策の推進に取り組みます。

【多分野にまたがる高齢者施策】



3 関係機関・関係団体等との連携

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市の高齢者保健福祉施策の総合計画として、元気な高齢者から介護を必要とする高齢者、あるいは高齢期に向かう壮年期の方まで幅広く対象とした施策・事業等を掲げていますが、その推進に当たっては保健、医療、福祉を中心とする関係機関・関係団体等の協力が不可欠です。今後とも相互に連携を図り、協力関係を強固なものとしていきます。

4 京都府及び他の市町村との連携

居宅サービス事業が広域的に提供されることや、施設サービス及び居住系サービス等においても近隣市町村との間で入所・入院者の相互利用があることなどから、京都府や近隣市町村との密接な連携を図ります。

また、人材の養成や確保、高齢者ケア体制整備の推進、介護保険事業の適正かつ円滑な運営のための情報交換、高齢者保健福祉全般についての意見交換等を行います。

(1) 京都府との連携

介護サービスの基盤整備については、市域のみではなく、広域的な調整が求められるため、京都府との密接な連携が必要です。京都府は介護サービス事業者の指定、実地指導、適正な事業運営ができない事業者の指定取消等を行っていますが、市民が良質な介護サービスを利用できるよう、京都府の業務の遂行に協力します。

また、人材の養成や研修、介護保険事業の適正かつ円滑な運営のための情報交換、高齢者保健福祉全般についての意見交換等を行います。

(2) 近隣市町村との連携

近隣市町村とは、介護サービス事業者の新規参入の動向やサービスの提供状況、適正な事業運営ができない事業者等の情報交換を中心に連携するとともに、地域の共通の課題についても意見交換等を行います。

(3) 政令指定都市との連携

これまでから政令指定都市及び東京都による大都市民生主管局長会議等を定期的に開催し、高齢者保健福祉施策の推進や介護保険事業の円滑な運営等について、大都市共通の課題を中心に意見交換等を行ってきました。

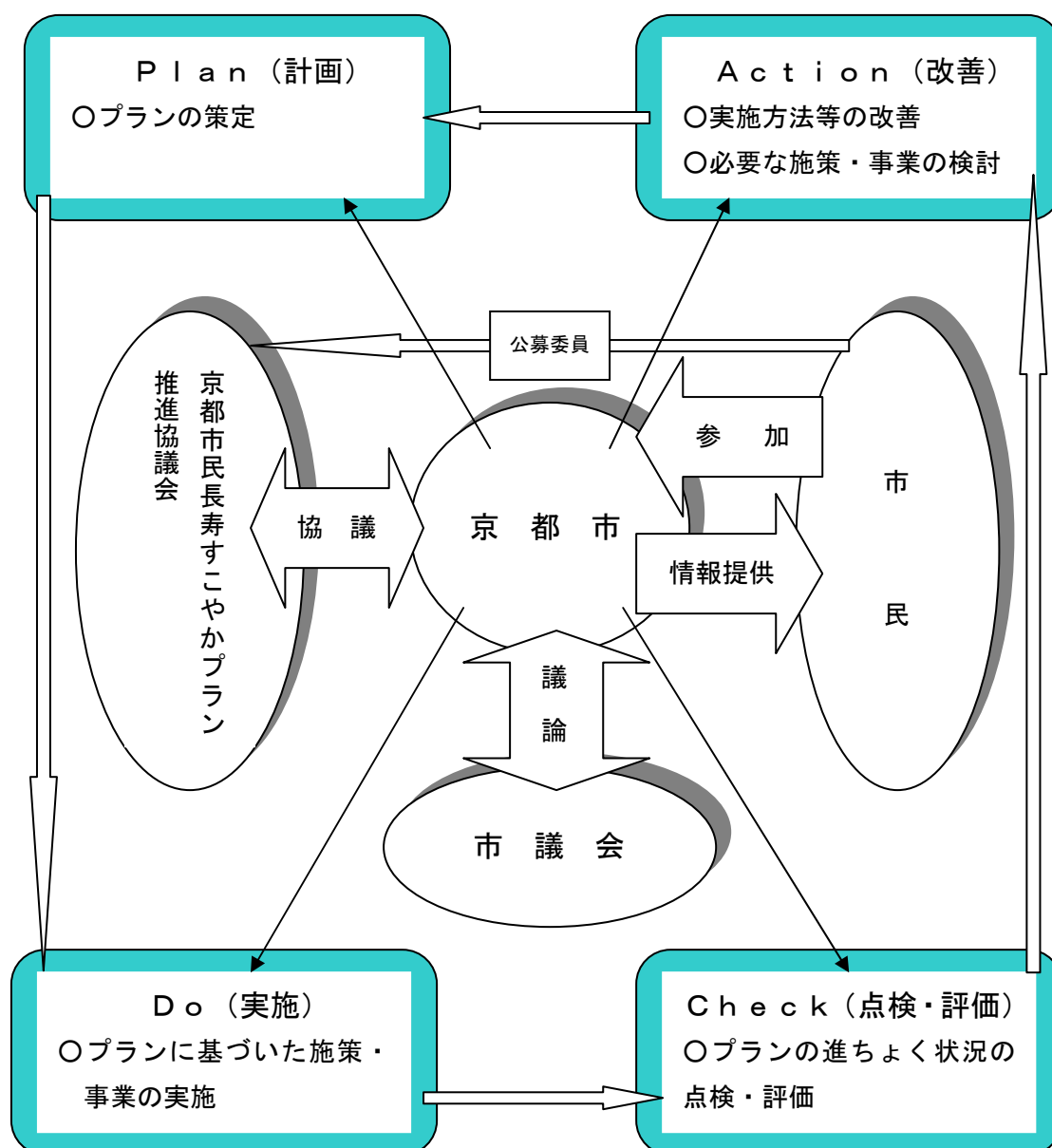
今後とも、他都市の情勢を把握し、先進的な取組を本市の実情に合わせて積極的に取り入れるとともに、全国的な課題や問題点については国に要望していきます。

5 プランの進ちょく管理

(1) 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会での進ちょく管理

プランの進ちょく状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づいて必要な対策・措置を講じていく必要があります。本市では、これを協議する場として「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を設置しており、引き続き、市民公募委員をはじめ、保健、医療、福祉の関係者による協議を行います。

【プランの推進のためのPDCA】



(2) 進ちょく状況の報告・周知

プランの進ちょく状況について市民や関係者に知っていただくため、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」や区役所・支所が開催する介護サービス等事業者連絡会等での報告のほか、ホームページ等による周知を図っていきます。